

飯島町商工会 企業人材育成補助金

対象者	飯島町商工会の会員
対象となる事業	・従業員の人材育成を目的に実施する研修会等に派遣することに要する受講料・交通費で実績報告があったもの。(オンライン開催の研修会も対象) ・町と商工会が協議した結果妥当であると認められる研修会等 ※原則として2月末日までに開催される研修会等
研修会等受講対象者	飯島町の事業所内で現に雇用している従業員
対象となる研修機関	長野県、公益財団法人長野県産業振興機構、公益財団法人上伊那産業振興会、独立行政法人中小企業基盤整備機構、全国中小企業団体中央会、長野経済研究所、長野県南信工科大学 等 ※令和8年度については、県内の労働基準協会が行う特別教育と職長教育を補助対象とします。ただし、技能・特例・経過措置など講習や再教育は対象外です。
補助金対象経費	下記対象経費の50%以内(上限1事業者10万円) ・受講料 ・飯島町から研修会場までの交通費(高速利用料、鉄道・バス料金) ※上限額10万円以内であれば複数回・何名でも対象 ※商工会員事業所が支出した費用(領収書等の宛名は事業所名にしてください)
申請に必要な添付書類	申請時：申請書、研修等の申込みが分かるもの(開催通知等) 報告時：実績報告書、受講料・交通費等の領収書等
補助金対象外となるもの	・参加を取りやめたことに伴うキャンセル料 ・食費、宿泊費(社内規定がそれぞれのため) ・ガソリン代、タクシー代(出張に係る費用か確認できないため) ・国、県その他の公的機関による助成制度を活用して参加する研修会等 ・消費税相当額 ・通信教育 ・通学に係る費用、受験費用 ・参考図書等の購入費のみのもの ・海外での研修会等
商工会の上乗せ補助	商工会が伴走型支援(経営発達支援計画)に必要と認める研修会等に参加した場合⇒25%を上限に上乗せ ※令和8年度DX関連研修会

【申請の流れ】

